

# 安全保障関連法と 特定秘密保護法による 立憲主義・民主主義の危機

歴史に学び、これから起こり得る事態を**知り**、何をなすべきかを**考える**

2016年9月16日(金)

午後6時～午後8時40分

弁護士会館2階講堂クレオ

参加無料  
予約不要

## 第1部 基調講演

歴史に学ぶ立憲主義・民主主義の危機 ～ワイマール憲法の教訓～



基調講演  
第2部パネリスト

**石田 勇治氏**

東京大学教授

## 第2部 パネルディスカッション

安全保障関連法と秘密保護法による立憲主義・民主主義の危機

～今後、どのような事態が予想され、我々は何をなすべきか～



パネリスト

**柳澤 協二氏**

元内閣官房副長官補・安全保障担当



パネリスト

**青木 理氏**

ジャーナリスト



パネリスト

**三木 由希子氏**

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長

# 安全保障関連法と特定秘密保護法による 立憲主義・民主主義の危機

歴史に学び、これから起こり得る事態を知り、何をなすべきかを考える

本年10月6日・7日に福井で行われる第59回日弁連人権擁護大会では、「立憲主義と民主主義を回復するために～安全保障関連法と特定秘密保護法の適用・運用に反対し、その廃止を求めて」という憲法問題シンポジウムが予定されています。

昨年9月に成立した安全保障関連法は、政治権力の抑制規範である憲法を解釈変更で事実上改変するもので、憲法改正手続を踏まずに憲法の条項を法律で改変するものとして立憲主義の基本理念に反し、また憲法の改正を国民に直接問わないものとして国民主権の基本原則にも反します。

そこで、立憲主義・民主主義を回復し、これを守っていくために、過去の歴史的事実から学び、これからどのような事態が想定されるかを知り、私たちは今後何をなすべきなのかを考えるための本シンポジウムを企画しました。

## 第1部 講演

### 歴史に学ぶ立憲主義・民主主義の危機

～ワイマール憲法の教訓～

講師 石田勇治氏 東京大学教授

## 第2部 パネル ディスカッション

### 安全保障関連法と秘密保護法による 立憲主義・民主主義の危機

～今後、どのような事態が予想され、我々は何をなすべきか～

パネリスト (50音順)

青木 理氏

ジャーナリスト

石田 勇治氏

東京大学教授

三木 由希子氏

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長

柳澤 協二氏

元内閣官房副長官補・安全保障担当

コーディネーター

伊井 和彦

弁護士 (東京弁護士会)

本シンポジウムでは会場内での写真撮影及び録音を行うことがあります。撮影した写真及び録音した内容は、弁護士会のホームページ、広報誌などに使用させていただくことがあります。また、当日、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない方は、当日、受付でお申し出ください。主催者の許可なく写真撮影および録音・録画を行うことはお断りいたします。



お問い合わせ先 人権課 TEL 03-3581-2205

丸ノ内線「霞ヶ関」駅 B-1b 出口  
千代田区霞が関 1-1-3